

亀山市告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成27年5月8日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 31005
- 3 路線名 木下3号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
木下町字西臺73 2番地先から木下 町字西臺740番 地先まで	旧	45.00	最小	3.60
			最大	7.00
	新	45.00	最小	4.10
			最大	9.10